

ニュークリア・デベロップメント株式会社
原子力事業者防災業務計画
＜要旨＞

平成30年4月

ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力事業者防災業務計画の要旨

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づいて平成 12 年 1 月 8 日に作成したニュークリア・デベロップメント株式会社の原子力事業者防災業務計画につき、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成 29 年 7 月 5 日全部改正）、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 29 年 8 月 1 日改正）、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 29 年 8 月 1 日改正）等に基づき、下記を主要内容とする本計画の第13回修正を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表する。

- (1) 茨城県本庁組織の再編に伴い、連絡体制、通報体制を修正した。
- (2) 副防災管理者の職務に係る規定を変更した。

1. 作成の目的

ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「当社」という。）の原子力事業者防災業務計画は、当社における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2. 作成／修正年月日

平成 12 年 1 月 8 日 作成	平成 22 年 3 月 31 日 第 7 回修正
平成 13 年 8 月 3 日 第 1 回修正	平成 24 年 2 月 8 日 第 8 回修正
平成 14 年 6 月 28 日 第 2 回修正	平成 25 年 3 月 18 日 第 9 回修正
平成 15 年 7 月 1 日 第 3 回修正	平成 25 年 11 月 29 日 第 10 回修正
平成 16 年 9 月 2 日 第 4 回修正	平成 28 年 4 月 1 日 第 11 回修正
平成 18 年 4 月 1 日 第 5 回修正	平成 30 年 1 月 18 日 第 12 回修正
平成 19 年 7 月 1 日 第 6 回修正	平成 30 年 4 月 25 日 第 13 回修正

3. 構成

第 1 章 総則

- 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的
- 第 2 節 定義
- 第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想
- 第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用
- 第 5 節 地域防災計画（原子力災害対策編）の運用
- 第 6 節 原子力事業者防災業務計画の修正

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

- 第 1 節 防災体制
- 第 2 節 原子力防災組織の運営
- 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検
第6節 防災教育の実施
第7節 防災訓練の実施
第8節 関係機関との連携
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動
第10節 事業所外運搬中の事故に対する予防対策
第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施
第1節 通報及び連絡
第2節 応急措置の実施
第3節 緊急事態応急対策の実施
第4章 原子力災害事後対策の実施
第1節 当社の対策
第2節 原子力防災要員等の派遣等
第5章 他の原子力事業者等への協力及び連携
第1節 他の原子力事業者等への協力
第2節 原子力事業者間の連携措置

4. 主な内容

(1) 原子力災害予防対策の実施

① 態勢の区分

原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害の情勢に応じて、態勢を警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢及び全面緊急時態勢の3つに区分する。

② 原子力防災組織

当社に原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。

③ 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は原子力防災管理者として原子力防災組織を統括管理する。また、複数の副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在時にはその職務を代行する。

④ 通報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢及び全面緊急時態勢時の通報連絡体制を整備しておく。

⑤ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置し、維持するとともに、原子力防災資機材及び資料等を整備する。

⑥ 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

原子力防災管理者は、緊急時対策所、放送装置を整備、点検する。また、緊急被ばく医療のための医療品の確保、応急設備の整備を行うと共に、放射線被ばく等による負傷者が発生した場合は、緊急被ばく医療に関する契約を締結した近隣医療機関に医療行為を依頼する。また、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、原子力防災資機材以外の防災資機材を備え付ける。

⑦ 防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、防災教育及び防災訓練を実施する。

また、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

⑧ 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国及び地方公共団体並びに当社に關係ある防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

⑨ 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当社の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して広報活動を行う。

⑩ 事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原子力防災管理者は、運搬に従事する従業員に対し、十分な教育・訓練を行うとともに、運搬にあたっては、必要な要員を適切に配置し、また、事故時の措置を適切に取るために必要な体制を整備する。

(2) 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

① 通報及び連絡の実施

原子力防災管理者は、警戒事態、原災法第10条第1項及び同法第15条第1項に規定する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、関係機関に所定の様式によりファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに送信した旨を電話で連絡する。

② 態勢発令時の対応

原子力防災管理者は、前項の事象について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢又は全面緊急時態勢を発令する。また、原子力防災管理者は、態勢発令後、原子力防災要員等を非常招集し、警戒時は防護活動本部、施設敷地緊急時以降は対策本部を設置するとともに、本部長として指揮を行う。

③ 情報の収集と提供

発生事象の状況を把握するための情報を迅速かつ的確に収集し、社外関係機関に報告する。

④ 応急措置の実施

本部長は次の応急措置を実施する。

- a. 当社内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「避難者」という。)の避難誘導
- b. 当社内及び当社敷地周辺の放射線並びに放射能の測定等による放出予測及び放射能影響範囲の推定
- c. オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断した場合の茨城県、東海村及び那珂市への避難等の措置要請
- d. 負傷者及び被ばくを受けた者又は受けたおそれのある者の救出、応急措置の実施及び緊急被ばく医療に関する契約を締結した初期被ばく医療機関、茨城県が設置する二次被ばく医療施設等への搬送
- e. 火災状況の把握と迅速な消火活動

- f. 社内での被ばくを極力少なくするための立ち入り禁止措置の実施及び放射性物質による汚染が確認された場合の拡大の防止と放射性物質の除去
 - g. 避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価
 - h. オフサイトセンターの運営開始までの状況に応じた現地広報場所の開設及びオフサイトセンターでの広報活動並びに報道機関への定期的広報発表
 - i. 制御盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検による当社設備の状況把握及び応急復旧計画の策定とそれに基づく復旧対策の実施
 - j. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置
 - k. 事業所外運搬中の事故に対する応急措置の実施及び現地要員の派遣等必要な措置
 - l. 関係機関の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に実施されるための原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置
- ⑤ 緊急事態応急対策の実施
- a. 全面緊急時態勢の発令

本部長は、原災法第15条第1項に定められた基準に至った場合は関係機関に通報するとともに、全面緊急時態勢を発令する。
 - b. 応急措置の継続実施

本部長は、「④応急措置の実施」に定める応急措置を原子力緊急事態宣言が解除されるまでの間、継続して実施する。
 - c. 原子力防災要員等の派遣

本部長は、関係機関の実施する緊急事態応急対策のために原子力防災要員等を派遣する。

(3) 原子力災害事後対策

- ① 復旧対策の実施
- 本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、復旧計画を策定して関係機関に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。
- ② 原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 原子力防災管理者は、関係機関の実施する原子力災害事後対策のために原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(4) 他の原子力事業者等への協力及び連携

原子力防災管理者は、他の原子力事業者の原子力事業所又は事業所外運搬で原子力災害が発生した場合、当該事業者及び関係機関が実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を他の原子力事業者との連携の下で行う。

以上